

個人情報保護規程

社会福祉法人 浄光会

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報の利用目的の特定など（第4条－第5条）
- 第3章 個人情報の取得の制限等（第6条－第7条）
- 第4章 個人データの安全管理（第8条）
- 第5章 個人データの第三者提供（第9条）
- 第6章 組織及び体制（第10条－第12条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規程は、利用者の個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに取り扱われるべきことにかんがみ、浄光会が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定める。

（個人情報）

- 第2条 この規程における個人情報の定義は、次の各号に定めるところによる

- （1）個人情報 利用者（退所者を含む）個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は当該個人を識別できることとなるもの。
- （2）個人情報データベース等 コンピュータを用いて検索することができるように構成した情報の集合物、または紙媒体で処理した個人情報を整理、分類して検索することができる状態にしているもの。
- （3）その他、業務上知り得た個人情報。

（本会の責務）

- 第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

2 利用目的の変更は合理的に認められる範囲で行うものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることが、困難な場合又は当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第6条 個人情報を取得するときは利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 原則として本人から個人情報を取得するものとするただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

(5) 相談、援助、代理、代行等を行う場合で、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

- 4 前項第 4 号又は第 5 号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知など)

- 7 条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に明示するものとする。

第 4 章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第 8 条 利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする
- 2 個人データの漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

第 5 章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

- 第 9 条 次に掲げる場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることが、困難な場合又は当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 6 章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

- 第 10 条 個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は施設長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・研修を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

(苦情解決)

第 11 条 個人情報の取り扱いに関する苦情について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情解決の責任者は、施設長とする。
- 3 苦情解決の担当者は、生活相談員と介護支援専門員とする。
- 4 苦情解決の第三者委員会として、法人の監事 1 名と評議員 1 名を置く。

(職員の義務)

第 12 条 職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この規程は 平成 20 年 1 1 月 1 8 日から施行する。